

平成28年度中小企業・地域活性化施策に関する意見・要望

平成 27 年 7 月 16 日
日本商工会議所

基本的な考え方

わが国は、20 年にわたる長期のデフレからの脱却という重要な転換局面にある。経済好循環を実現し、中長期的な経済成長を確実なものとするためには、企業がこれまでの貯蓄主体から転換し、本来の投資主体として行動するとともに、資本蓄積、労働力、生産性の 3 要素の改善により潜在成長率を引き上げるサプライサイドの政策が必要である。

一方、わが国が直面する「人口急減と超高齢化」「地方疲弊の深刻化」という大きな構造的課題の克服に向けて、地方は、その持てる力を総動員し、地方創生の実現に向けた取り組みを加速させていくことが急務である。

わが国の雇用の 7 割を担い、付加価値の 5 割を生み出す中小企業は、まさに国が目指す経済好循環の原動力であり、さらに地方においては雇用の 6 割を担う地方創生の中核である。わが国経済が持続的に発展するためには、挑戦する中小企業を大胆に後押しすることで、中小企業がそのダイナミズムを存分に発揮することが極めて重要である。中小企業がわが国の経済発展や地域経済の活性化に果たすべき役割を検証し、企業の成長段階や業種等に応じた、きめ細かな支援の一層の強化を図るとともに、生産性向上、競争力強化の観点から、中小企業基本法等の見直しを検討すべきである。

【経済好循環の原動力である中小企業の活力強化を】

今こそ、「デフレからの脱却」という好機をとらえ、中小企業の設備投資・技術開発の促進、国内外の販路開拓、人材確保支援を通じて、商品・サービスの高付加価値化、事業の生産性向上に力強く挑戦する中小企業を後押しすることが、経済好循環拡大の鍵である。

【地方創生の中核を担う中小企業の活動基盤の強化を】

国と地方、民間事業者が総力を挙げて、創業や事業承継の加速、地域資源を活用した産業創出、中小企業のイノベーションを後押しする新たな産業集積の促進、小規模企業の経営力強化、効果的・機能的なまちづくり・社会資本整備の推進に取り組む必要がある。

【東日本大震災からの本格復興と福島再生に向けた不断の支援を】

多くの地域で復旧・復興が進展しつつあるものの、その進捗に差が生じている。福島県では、今なお多くの住民・事業者が避難生活を強いられているほか、深刻な風評被害や住民の健康管理、除染・汚染水処理の問題などに直面している。一刻も早い復興の実現に向け、国は必要な財源を確保し、取り組みを加速すべきである。

【2020 年オリンピック・パラリンピック東京大会のガッツ創出に向けた、地方と中小企業の魅力・技術等の世界への発信を】

折しも、2020 年には、オリンピック・パラリンピック東京大会の開催を迎える。世界が注目するこの大会を、地方の文化や中小企業の優れた技術などを世界にアピールする絶好の機会ととらえ、官民を挙げてそのための準備を万全にすべきである。

【中小企業がわが国の経済発展に果たす役割の検証による中小企業基本法等の見直しを】

中核企業をハブとした地域の産業集積の競争力強化、中小サービス事業者の生産性向上、成長を阻害する「負担増」への対応、地域経済や中小企業への波及効果が大きい中堅企業の成長を後押しする新たな法的措置等、生産性向上、競争力強化の観点から、中小企業基本法等の見直しを検討すべきである。

以上の観点を踏まえ、日本商工会議所は、「平成 28 年度中小企業・地域活性化施策」に関して、下記事項の実現を強く要望する。

= 目 次 =

I. 経済好循環の原動力である中小企業の活力強化を

1. 高付加価値化・生産性向上に挑戦する中小企業の後押し

- (1) 中小企業の生産性向上に向けた設備投資・技術開発の促進 p4
 - (i) 中小企業の技術力を活かした新製品開発の促進
 - (ii) 中小サービス業における商品の高付加価値化、事業の効率化に向けた支援
 - (iii) 中小企業の新陳代謝（新分野進出、廃業等）に対する金融機関の積極的な対応の促進
- (2) 国内外の販路開拓支援の強化 p9
 - (i) 地域資源や中小企業の優れた技術を活用した製品・サービスの販路開拓支援
 - (ii) 海外市場の獲得に向けた販路開拓支援
- (3) 中小企業の人材確保とわが国の労働力不足への対応 p10

2. 中小企業の収益力向上を妨げるコスト負担の軽減

- (1) 消費税、原材料価格等の適正・円滑な価格転嫁と中小企業の仕事確保等事業環境整備の推進 p12
- (2) 電力コスト、社会保険料負担の軽減等 p14
 - (i) 電力コストの軽減
 - (ii) 社会保険料および税負担の軽減等
 - (iii) 中小企業のマイナンバー制度等への円滑かつ適切な対応に向けた支援
 - (iv) 中小企業におけるサイバーセキュリティ対策への支援の強化

II. 地方創生の中核を担う中小企業の活動基盤の強化を

1. 創業や事業承継の加速、地域資源を活用した地域の産業創出

- (1) 創業、事業承継の加速 p17
 - (i) 創業支援
 - (ii) 事業承継支援
- (2) 地域資源を活用した産業の創出 p19
 - (i) 農林水産資源をはじめとする地域資源の活用促進
 - (ii) 観光産業の育成
 - (iii) 地熱やバイオマスなど地域固有のエネルギーを活用した実証発電プロジェクトと関連ビジネスの拡充
 - (iv) 高齢者の地方移住の促進に向けた、地域の介護など生活支援サービスに関する情報の一元的な提供
 - (v) 多様な主体と連携した地方版総合戦略の策定・実行に向けた後押し
- (3) 中小企業のイノベーションを後押しする新たな産業集積の促進 p22
- (4) 小規模企業の経営力向上と、商工会議所を中核とした支援体制整備の推進 p22

2. 地域中小企業の活動基盤であるまちづくり・社会資本整備の推進

- (1) 人口減少下での効果的・機能的なまちづくりの推進・・・・・・・・・・ p24
- (2) 老朽化・防災対策の推進、観光振興などに資する社会資本の整備・・・・・・・・ p25

Ⅲ. 東日本大震災からの本格復興と福島再生に向けた不断の支援を・・・・・・・・ p26

1. 平成 28 年度以降における十分な支援の継続

2. 復興加速の基盤となる生活・産業インフラ整備の着実な実施

3. 復旧・復興のステージに応じた中小企業の早期経営再建への支援

4. 福島再生に向けた取り組みの確実な実施と支援の強化

Ⅳ. 2020 年オリンピック・パラリンピック東京大会のレガシー創出に向けた、地方と中小企業の魅力・技術等の世界への発信を・・・・・・・・ p28

1. 東北六魂祭の東京開催など地方文化の海外発信による地方へのインバウンド観光客の誘導

2. 義肢装具の制作技術など中小企業の優れた技術の海外への発信

Ⅴ. 中小企業がわが国の経済発展に果たす役割の検証による中小企業基本法等の見直しを・・・・・・・・ p28

※平成 28 年度税制改正については、別途、意見・要望する。

※本意見・要望に関連する日本商工会議所の主な提言等は以下のとおり。

- ①「地方創生と中小企業の活力強化のための規制・制度改革の意見 50」（平成 27 年 5 月 18 日公表）
<http://www.jcci.or.jp/recommend/request/2015/0518185103.html>
- ②「国と地域の再生に向けた観光振興について」（平成 27 年 5 月 13 日公表）
<http://www.jcci.or.jp/news/2015/0513150000.html>
- ③「中長期的なエネルギーミックス策定に向けた基本的考え方」（平成 27 年 4 月 16 日公表）
<http://www.jcci.or.jp/news/2015/0416164101.html>
- ④「知的財産政策に関する意見」（平成 27 年 3 月 3 日公表）
<http://www.jcci.or.jp/recommend/2015/0303131317.html>
- ⑤「東日本大震災からの本格復興に向けて 4 年間の検証と次の 6 年およびその先を見据えた対応を」（平成 27 年 2 月 19 日）
<http://www.jcci.or.jp/recommend/2015/0219142143.html>

I. 経済好循環の原動力である中小企業の活力強化を

1. 高付加価値化・生産性向上に挑戦する中小企業の後押し

(1) 中小企業の生産性向上に向けた設備投資・技術開発の促進

(i) 中小企業の技術力を活かした新製品開発の促進

①設備投資、技術開発を促す支援策の拡充

(主な要望先：経済産業省、厚生労働省)

中小企業が生産性を向上するには、デフレからの脱却という好機をとらえ、持てる技術を活用し、設備投資、技術開発により、新たな製品・サービス開発に果敢に挑戦することが重要である。とりわけ、ドイツの「インダストリー4.0」などの動きを踏まえ、I o T・ビッグデータを活用した「ものづくりのビジネスモデルの変革」に対応することが必要である。

については、以下を講じられたい。

- 中小企業が大学・公設試験研究機関等と連携して行う、製品化を見据えた研究開発および製品の販路開拓の取り組みを支援する補助金（「戦略的基盤技術高度化支援事業（サポイン事業）」）の継続・拡充（I o Tビジネスにつながる情報処理技術分野への重点支援）
- 人手不足や原材料価格の高騰に対応するための効率化・省力化に資する能力増強設備投資や、試作品・サービス開発を促す補助金（「ものづくり・商業・サービス革新補助金」）の継続・拡充
- 「中小企業技術革新制度（S B I R制度）」(*1)の予算枠の拡充
- (独)医薬品医療機器総合機構（PMDA）の相談・承認申請の手数料の補助制度（「革新的医療機器相談承認申請支援事業」）における、対象の拡大（利益基準の緩和）(*2)、補助率の拡大(*3)、柔軟な支払方法の導入(*4)

*1:各省庁が講じる技術開発補助金等のうち、中小企業が利用可能な事業がS B I R予算として指定され、当該事業を活用した中小企業は低利融資、特許料減免の特例等が利用可能。

*2:「前事業年度において、当期利益が計上されていないまたは当期利益は計上されているが事業収益がない」中小企業等に限定されている。

*3:例えば、新しい医療機器の承認を受ける場合、申請までに総額900万円超の手数料が必要。補助率は50%。

*4:手数料は全額前払いとされている。

②「S I P」を活用した、中小企業と地方大学との共同研究開発の促進

(主な要望先：内閣府)

中小企業が新たな製品・サービス開発や生産工程の効率化に取り組むには、大学との連携が有効である。基礎研究から出口（実用化・事業化）までを見据えた、大学等研究機関との共同研究開発等を推進する「S I P（Cross-ministerial Strategic Innovation Promotion Program 戦略的イノベーション創造プログラム）(*)」について、中小企業向けの枠を創設し、地方創生の観点から、優れた技術を

有する中小企業と地方大学との共同研究開発を促進されたい。

*:政府の「総合科学技術・イノベーション会議」が、社会的に不可欠で、日本の経済・産業競争力にとって重要と判断・選定した研究課題への公募制度。1課題あたりの事業費は数十億円規模。

③大学等研究機関や大企業が有する特許の中小企業への提供促進による新製品開発支援

(主な要望先：文部科学省、経済産業省)

大学等研究機関や大企業が保有する特許を、中小企業が活用し、新製品・サービス開発につなげられるよう、以下を講じられたい。

- 大学等研究機関が保有する休眠特許を中小企業に無償開放するための、大学等研究機関への働きかけ
- 大学等研究機関や大企業と、中小企業とのマッチングを支援するコーディネーターの育成
- 大学、公的研究機関等の研究成果を活用し事業化に取り組む中小企業を支援するための「シーズ活用研究開発事業」の拡充

④知的財産の取得・維持と戦略的な活用、侵害対策への支援

(主な要望先：経済産業省、外務省、内閣官房)

新製品開発において、知的財産は大きな武器となる一方、流出・模倣のリスクも大きい。中小企業の知的財産の取得・維持と戦略的な活用を後押しし、権利を保護するため、以下を講じられたい。

- 国内および国際出願における特許料等の減免制度(*)について、米国の「スモールエンティティ制度」を参考に、従業員300人以下の中小企業は一律に利用できるよう要件を緩和し、対象を実用新案、意匠、商標に拡大すること。

*:現行制度の対象は、小規模企業(個人・法人)および事業開始後10年未満の個人事業主・設立後10年未満の資本金3億円以下の法人

- 中小企業の各種申請手続を簡素化すること(出願、審査請求、早期審査、減免制度の申請を一括してできるようにすること等)。
- 中小企業が、保有する特許の活用のため民間企業に依頼するコンサルティングの費用について、補助制度を創設すること。
- 中小企業の知的財産権行使、侵害訴訟の支援のため、知財紛争処理に精通した専門家に関する情報提供、訴訟費用(申立手数料等)の負担軽減を講じること。
- 中小企業から、取引上の地位等を利用し不当に技術・ノウハウを盗まれたと訴える声が依然として多いことから、不正競争防止法等の周知を強化すること。
- 模倣品・海賊版等による知的財産侵害の訴訟費用を賄う保険制度を創設すること
- 模倣品・海賊版等による知的財産侵害について、日本政府は相手国政府に対策強化を一層働きかけること。また、相手国における侵害の発見、侵害先への警告、警察への被害届の提出、税関への差押え請求、裁判所への提訴、民間交渉などにおいて、在外公館やジェトロは積極的に関与するなど、対応を強化すること。また、海外の模倣品・海賊版対策の費用への補助(「中小企業知的財産活動支援事業費補助金」等)を拡充すること。
- 中小企業の高い技術力を海外で最大限に発揮するため、中小企業等が持つ技術の標準化や、わが国の認証基盤、知的基盤の強化を図ること。また、国際標準

等に関する活動は、民間企業の負担が大きいため、国際会議参加に係る費用について補助制度を創設すること。

- 海外の標準規格（EUにおけるCEマークなど）の認証取得に向けた費用について、補助制度を創設すること(*)。

*:海外の工業規格の認証取得には、通常1年程度を要する。東京都は、中小企業向けに「海外展開技術支援助成事業」として、海外認証取得費用等の2分の1(上限500万円)の助成を平成25年度から開始。

(ii) 中小サービス業における商品の高付加価値化、事業の効率化に向けた支援

(主な要望先：経済産業省)

サービス産業はわが国のGDPの7割を占めており、特に地域の人口減少に伴う需要減に直面する中小サービス事業者は、消費税率10%への引き上げも見据えた商品の高付加価値化・収益確保が喫緊の課題である。また、労働集約的産業であることから、人手不足を補完するための効率性の向上が重要である。

については、以下を講じられたい。

①生産性向上に向けたロボットやIT、ビッグデータ等の導入・活用への支援

- 中小企業におけるロボットの導入や導入実証実験に対する支援（「ロボット導入実証事業」等）、導入後の活用における支援（専門家による助言等）の拡充
- サービスの向上や商品仕入れの効率化に向けたビッグデータの活用促進
- クラウドコンピューティング、スマートフォン、タブレット端末等ITの利活用に取り組む中小企業を対象にした専門家相談・指導の実施体制の整備

②サービス産業の生産性向上に向けた諸施策推進

- 卸小売、宿泊飲食、運輸倉庫、建設、医療介護など個別分野ごとの業種特性に応じた生産性向上の取り組みの先進事例の紹介
- サービス産業人材の育成に資する民間の資格制度（「リテールマーケティング（販売士）検定」等）の活用
- 中小企業が人手不足に対応する新たな手段であるクラウドソーシングの一層の推進（「クラウドソーシング・プロデューサー」(*)による発注支援、優良な受注者の掘り起こしなど）

*:中小企業庁「平成26年度地域中小企業の人材確保・定着支援事業」において養成された、中小企業のクラウドソーシング活用を支援する団体（全国約100団体）。

(iii) 中小企業の新陳代謝（新分野進出、廃業等）に対する金融機関の積極的な対応の促進

(主な要望先：経済産業省、金融庁)

①事業拡大に向けたニューマネーの供給

事業拡大による設備投資などの中小企業の資金需要（ニューマネー）に対応するため、以下を講じられたい。

- グローバルニッチトップ企業等への、政府系金融機関等による融資制度の拡充
- 地域中核企業等への、政府系金融機関等による融資制度の拡充(*1)
- 債権譲渡を活用した中小企業の資金調達の円滑化に向けた仕組みの構築(*2)

*1:取引先中小企業への波及や地域雇用等を通じた地域経済への影響力が大きい地域中

核企業を対象とする、期間10年一括償還・成功払い金利の融資制度。

*2:譲渡禁止特約付き債権の譲渡は法的に無効とされているが、民法改正法案では、中小企業が保有する、大企業を債務者とした譲渡禁止特約付き債権を金融機関に担保として譲渡する場合には、債務者である大企業の承認がなくとも譲渡が法的に有効になる予定。これを機に、債権譲渡を活用した中小企業金融の活性化を図ることが必要。

②官民連携によるリスクマネーの供給

- 地域の企業がデフレから脱却し反転攻勢に転じる積極的な経営を後押しするため、官民金融機関が連携しエクイティファイナンス、メザニンファイナンス等により、中小企業にリスクマネーを積極的に供給する取り組みの一層の促進
- 国や都道府県等が主体となったクラウドファンディングのプラットフォーム構築の促進、クラウドファンディングを活用する事業者が負担するイニシャルコストや運営会社への手数料(*)に対する補助制度の創設

*:成功報酬型で目標額の10~20%程度が多い。

③金融機関の事業再生・経営改善への主体的な取り組みの促進、円滑な廃業に向けた支援

- 日頃から債権者として中小企業の経営状況を把握している金融機関が、中小企業の事業再生に向け、一層主体的に取り組むよう促すこと。具体的には、「(株)地域経済活性化支援機構(REVIC)」における特定支援業務や事業再生ADRなど多様な手法による事業再生の促進や、経営改善計画の策定支援に取り組むよう、金融庁監督指針を一層徹底すること。
- 中小企業再生支援協議会の支援完了案件の多くは、暫定的にリスケジュールを行っている状況であり、今後、実現可能性の高い抜本的な再生計画の策定支援やモニタリングが必要となることから、中小企業再生支援協議会の人的な拡充を継続すること。
- 経営改善を要する手前での予防策として、中小企業の経営課題の早期発見につながる評価指標を策定するとともに、その普及のための支援策(評価指標に沿って経営の見直しを行う中小企業への補助・低利融資等)を創設すること。
- 廃業を希望する事業者の円滑な廃業および廃業後の生活の安定のために講じられた、国による各種セーフティネット施策(小規模企業共済制度、「経営者保証に関するガイドライン」等)について、周知を一層強化すること。

④民間金融機関における「経営者保証ガイドライン」に沿った融資の一層の促進

経営者による個人保証は、資金調達の円滑化に寄与する面がある一方、事業拡大や早期の事業再生の阻害要因となりかねない。平成26年2月に適用開始された「経営者保証に関するガイドライン」が適用可能な企業には、経営者保証なしの融資が検討・実行されるよう、民間金融機関等での浸透を一層促進されたい。

また、保証や担保に過度に依存しない、以下をはじめとする融資の浸透を促進されたい。

- 停止条件付保証契約(*1)、または解除条件付保証契約(*2)に基づく融資
- ABL(動産・売掛金担保融資)
- 電子記録債権(でんさい)融資
- 「知財活用ビジネス評価書」「知的資産経営報告書」など、知的財産の適正な

評価をもとにした融資（知財金融）の促進(*3)

- *1: 経営情報の定期的な開示等非財務コベナント（特約条項）に抵触しない限りにおいて保証の効力が発生しない保証契約
- *2: コベナントを充足する場合は保証債務が解除される保証契約
- *3: 特許庁は、平成 26 年度から「知財活用ビジネス評価書」の作成支援事業を行っており、22 の金融機関がこの制度を使った融資に取り組んでいる。

⑤資金繰りへの万全な対策

中小企業の景況感は依然としてまだら模様であり、金融円滑化法終了に伴う資金繰り安定化策について、引き続き、万全の対策を講じられたい。

特に、原材料・エネルギーコスト高の影響を受けた企業等に対する政府系金融機関による「セーフティネット貸付」について、十分な予算措置を講じるなど、万全の対策をとられたい。

⑥自治体の損失補償付制度融資等における求償権放棄等に係る対応

中小企業の債務整理局面において、自治体の損失補償付制度融資等にかかる信用保証協会の求償権の放棄や債権の不等価譲渡に際して、個別案件ごとに地方自治体の議会の決議が必要となる場合等、法令上・規定上の障害があり、中小企業の円滑な再生や清算に支障をきたす恐れがある。

こうした障害を取り除くため、関係省庁からの地方自治体への働きかけ等の必要な措置を講じられたい。

⑦信用保証制度のあり方に係る検討

信用保証制度のあり方について検討する際は、中小企業の経営環境等に配慮し、これまで以上にセーフティネット機能に万全を期すとともに、新事業創出等のリスクを伴う分野への成長マネーの供給を促進する観点から、金融機関が目利き力を十分に発揮した取り組みを促進するよう、必要な措置を講じられたい。

⑧ゆうちょ銀行の預入限度額見直しへの慎重な対応

ゆうちょ銀行の預入限度額の見直しについては、地域の住民の利便性向上につながるものの、他方、民間金融機関とりわけ地域金融機関の預金や顧客基盤の流出による地域の金融システムへの甚大な影響が懸念され、中小企業への金融仲介機能および地方創生に悪影響を及ぼしかねない。ついては、ゆうちょ銀行の預入限度額の見直しの検討にあたっては、現下のわが国経済の喫緊の課題である中小企業の活力強化と地方創生の取り組みが大きく損なわれないよう、関係者間で十分な議論を重ね、慎重に対応する必要がある。

⑨バーゼル規制など国際的な規制強化への適切な対応

バーゼル銀行監督委員会で議論されている「信用リスクに係る標準的手法の見直し」は、中小企業の円滑な資金調達を阻害する可能性があるため、今後も重大な関心をもって動向を注視し、わが国の経済成長を阻害することのないよう、必要に応じてバーゼル委員会に対して意見を出し、ルール形成に反映できるよう、万全の対策を講じられたい。

(2) 国内外の販路開拓支援の強化

(i) 地域資源や中小企業の優れた技術を活用した製品・サービスの販路開拓支援

(主な要望先：経済産業省)

①地域資源を活用した製品・サービスの販路開拓支援

- 中小企業地域資源活用促進法の改正による農業体験や産業観光等の支援対象への追加を踏まえた、地域資源を活用した「ふるさと名物」の開発・販路拡大の取り組みに対する支援の拡充
- 「地域産業資源活用事業計画」の認定取得の促進に向けた施策の推進（「消費者志向型地域産業資源活用新商品開発等支援事業」(*)の拡充等)
 - *:「地域産業資源活用事業計画」の認定を受けた者を対象に、新商品・新役務の開発、需要の開拓等を行う事業に係る経費の一部を補助。
- 地域の支援機関が、地域資源を活用した商品・サービス開発を行う事業者（「農工商等連携事業計画」「地域産業資源活用事業計画」等の認定を受けた者等）を取りまとめて行う、国内外の展示会への共同出展や商談会開催等への支援の創設
- 全国の特産品・名産品の販路開拓の場である「おもてなしギフトショップ」をはじめとするインターネットモールへの出店に関するセミナー・相談会、専門家支援の継続
- 「JAPAN ブランド育成支援事業」を、「クールジャパン」戦略の重要な事業として位置付け、海外市場での販売までを支援するため、以下を講じること
 - ・海外の有力展示会等での「JAPAN ブランド」ブースの設置、海外に進出している日系小売業との連携による常設展示・販売所（店舗・web等）の設置
 - ・海外へのマーケティング、販路開拓のための専門家（バイヤー等）データベースの構築および専門家派遣事業の実施

②中小企業の優れた技術・製品の販路開拓支援

中小企業の優れた技術・製品と国内大手企業などとのマッチングを支援するため、平成26年4月に開設されたウェブサイト「J-GoodTech」について、マッチング成功率の向上に向けた登録企業の拡大、コーディネーター機能の向上など、一層の推進を図りたい。

(ii) 海外市場の獲得に向けた販路開拓支援

①海外への販路開拓支援の継続・拡充

(主な要望先：経済産業省、外務省、厚生労働省)

中小企業の輸出促進に向け、海外への販路開拓に向けた商談の機会を確保するための、国内展示会への海外バイヤーの招聘事業や、海外見本市・展示会への出展機会の確保および出展費用の補助・助成を継続・拡充されたい。また、(独)中小企業基盤整備機構が実施する「海外ビジネス戦略推進支援事業」について、1事業年度超の調査期間を認めるなど運用改善を図りたい。

②ODAにおける中小企業の活用推進等

(主な要望先：経済産業省、外務省)

衛生環境改善など途上国の課題の解決等に資する技術を有する中小企業のODA事業への参入機会を拡大するため、中小企業向けの枠を拡大するとともに、ニ

ーズ調査、案件化調査、普及・実証事業のみならず、その前の検討段階での事業（現地ニーズ等の情報収集や事業パートナー形成、事業計画案の作成など）に対する支援を拡充されたい。

③海外日本企業のビジネス環境整備に向けた民間活動への支援の推進

（主な要望先：経済産業省、外務省）

海外に進出した日本企業が抱える障壁事項は短期間で解決を図ることができない案件が多く、当該国で日本の官民が一体となって時間をかけ、粘り強く解決に取り組むことが不可欠である。

新興国におけるビジネス環境を整備し、さらなる日本企業の海外進出や日本企業による海外市場の獲得を図るため、在外日本人商工会議所等のロビー活動を支援する「新興国市場開拓等事業費補助金」について、継続的な活動実施のため、切れ目なく事業を執行されたい。

④中小・中堅企業の海外展開に資する、TPPなどの広域経済連携協定の早期締結

（主な要望先：TPP政府対策本部、経済産業省、外務省、財務省、農林水産省）

中小・中堅企業の海外展開を促進するためには、貿易・投資に係る規制の撤廃や、国ごとに異なる手続の簡素化・調和化などにより、進出先のビジネス環境を整備し、効率的なサプライチェーンを構築することが不可欠である。

そのためには、TPP（環太平洋パートナーシップ協定）、日中韓FTA、日EU・EPA、ならびにRCEP（東アジア地域包括的経済連携）などの広域的な経済連携を早期に締結することが重要である。

特に、知的財産の保護強化、投資・サービス分野における参入障壁の撤廃、運用しやすい原産地規則の策定、査証手続の迅速化、電子商取引に係るルール整備など、中小・中堅企業にとって利便性の高い貿易協定を実現されたい。

また、農林水産業への影響を克服するための大胆な規制緩和、国際競争力強化のための支援策を実行されたい。

⑤知的財産の取得・維持と戦略的な活用、侵害対策への支援[再掲]

(3) 中小企業の人材確保とわが国の労働力不足への対応

①中小企業の人材確保への支援

（主な要望先：経済産業省、厚生労働省、文部科学省）

中小企業では若手人材に対する採用ニーズが高い一方、学生は大企業志向が強く、ミスマッチが生じている。高い技術や優れたサービスを有する中小企業であっても、学生に対する知名度が低いために、優秀な人材の確保に結び付かない場合がある。また、本年度より実施された就職・採用活動の後ろ倒しの影響により、8月の選考活動開始以降、中小企業の内定辞退者の増加等が懸念される。

中小企業が、UIJターン希望者も含め地域内外の就業希望者に対し、自社の事業内容や求める人材像、企業の魅力を積極的に発信し、採用につなげられるよう、以下を講じられたい。

○新規学卒者等を対象にした、民間事業者が開催する有料の合同企業説明会等に

参加する中小企業に対する補助・助成制度の創設

- 中小企業におけるインターンシップの受入促進に向けた支援（ノウハウを持つ人材による相談体制の構築や受入に伴うコストに対する補助制度の創設）
- 中小企業の採用活動（合同企業説明会、短期就業体験、交流会等）の情報を発信する全国的なポータルサイトの構築
- 若者の職業訓練と正規雇用化に資する「ジョブ・カード制度」の一層の推進（政府広報などによるPRの強化、中小企業に支給する助成金の増額(*1)）
- 従業員の職業訓練を行う事業者に対する「キャリア形成促進助成金」等の、行政機関等の連携による中小企業への普及・PR強化、申請手続の簡素化
- 教育機関（大学・高等専門学校・高校等）と産業界の連携によるキャリア教育・職業教育事業への支援の拡充
- 若年者のものづくり・技能継承を目的とした人材育成支援事業（「ものづくりマイスター制度」）の普及・啓発の推進
- 技能や知識を有し就業意欲のある高齢者と企業とのマッチングの促進（「シルバー人材支援センター」の機能強化等）
- 若者・女性・シニアが働きやすい職場環境整備のため、作業の身体的負荷を軽減させるための設備や機器の導入に対する補助・助成制度(*2)の創設

*1:ジョブ・カード制度により、平成20年度以降、2.8万社の企業で4.5万人が職業訓練を終了、3.7万人の正規雇用を創出（平成27年4月末現在）。職業訓練を終了し訓練生を正規雇用した企業の95%は中小企業。職業訓練を実施し、一定の要件を満たす中小企業への助成金として、訓練生1人・1時間あたり800円（OJT、Off-JT）、Off-JTの教材等の経費（訓練時間100時間未満の場合上限10万円）が支給される。

*2:既存の「職場意識改善助成金」（厚生労働省）は、労働時間削減や有給休暇取得を目的とした労務管理や労働能率の増進に資する設備・機器等の導入等が助成の対象であり、作業の身体的負荷を軽減させる目的での設備の整備や機器の導入は対象外。

②当面の労働力人口の確保に向けた環境整備と制度の見直し

（主な要望先：厚生労働省、法務省、文部科学省、国土交通省）

少子高齢化が加速度的に進行する中、わが国全体の労働力不足を解決するためには、女性、若者、プロフェッショナル・シニア等、多様な人材の活躍促進、外国人労働者の受入促進など、ダイバーシティ経営の推進が不可欠である。

については、以下を講じられたい。

- 女性が長く働いても、税や社会保険料で急激な負担増が生じないように、世帯単位で税の控除額や社会保険料負担を調整できる新たな仕組みを導入するなど、女性の活躍を促す社会保険制度・税制の構築
- 女性の円滑な職場復帰・再就職のために企業が行う、ITリテラシーの向上やビジネスに直結する講座等の経費に対する補助・助成制度の創設
- 女性や高齢者等の労働参加の拡大に向けた、職務・労働時間・勤務地等を限定した勤務形態など多様な働き方を促す施策（表彰による企業の取り組みのPR、助成制度の創設等）の推進
- 女性や高齢者の職域拡大や配置・勤務形態の見直し等に取り組み、積極的に雇用を進める企業へのインセンティブ拡充や、高齢者の労働意欲を高める在職老齢年金等の見直し

- 非専門的・非技術的分野について、移民とは異なる形での、外国人の一定期間の就労を可能とする新たな枠組み作りの検討
- 外国人技能実習制度における対象職種の追加（介護、観光サービス分野等）
- 外国人労働者等の受入に伴い、外国人児童・生徒の日本語学習環境を整備する際の国の補助制度（「公立学校における帰国・外国人児童生徒に対するきめ細かな支接事業」「定住外国人の子どもの就学支援事業」）の拡充
- 人手不足が深刻な運輸・建設・介護等の人手確保に向けた規制緩和等
 - ・タクシー等の運転手不足解消のための、普通自動車第二種免許の受験資格の要件（現行 21 歳以上で免許取得 3 年以上）の緩和
 - ・建設現場の専任技術者の設置基準（設置が必要とされる請負代金の下限額（*1））の見直し
 - ・建設工事等における公共事業入札の際に求められることの多い「1 級施工管理技士」（*2）の受検資格における実務経験年数要件の短縮化
 - *1:建設業法第 26 条および施行令第 27 条において、工事 1 件の請負代金が 2,500 万円（当該建設工事が建築一式工事の場合は 5,000 万円）とされている。
 - *2:例えば 1 級土木施工管理技士の学科・実地試験の受検資格は、指定学科の大学卒業者で実務経験 3 年以上、指定学科以外の高校卒業者の場合は 11 年 6 カ月以上が必要とされる（他の資格を保有している場合等を除く）。

2. 中小企業の収益力向上を妨げるコスト負担の軽減

（1）消費税、原材料価格等の適正・円滑な価格転嫁と中小企業の仕事確保等事業環境整備の推進

①原材料価格等の円滑な価格転嫁を図るための「転嫁対策パッケージ」の一層の推進 (主な要望先：公正取引委員会、経済産業省)

中小企業の収益力向上には、適正価格での取引が不可欠である。消費税率引き上げに加え、原材料価格の高騰、電気代の値上げ、人件費の上昇分を十分に価格に転嫁できるよう、下請取引適正化の実効性を一層高めていくことが重要である。

政府は、「経済の好循環実現に向けた政労使会議」の合意を踏まえ、「転嫁対策パッケージ」に基づき、以下を推進されたい。

- 立入検査を含む「下請法（下請代金支払遅延等防止法）」の一層厳格な運用(*)
 - *:平成 26 年度の指導件数 5,461 件（過去最多を 5 年連続で更新）
- 「下請ガイドライン」（下請適正取引等の推進のためのガイドライン）に沿った取引要請と大企業の購買部門への浸透・働きかけなど一層の周知徹底および実効ある活用と定期的な効果の検証

②消費税率引き上げに伴う価格転嫁対策の徹底

(主な要望先：公正取引委員会、経済産業省、財務省、消費者庁)

消費税率 8% への引き上げにあたっては、商工会議所が調査した結果、6 割の事業者がすべて価格転嫁できたと回答するなど、前回の引き上げ時に比べて、比較的円滑に価格転嫁が実現している。公正取引委員会・中小企業庁の指導・勧告により、対事業者間取引における転嫁拒否等の行為は一定の抑止効果が働いてい

ると考えられる。一方で、商工会議所の調査結果でも明らかなように、対消費者取引や、規模の小さな事業者ほど価格転嫁が困難な実態がある。政府は引き続き、国民に対する徹底した広報をはじめ、転嫁拒否の取り締まりを推進する等の消費税転嫁対策特別措置法に基づく実効性の高い価格転嫁対策を継続すべきである。

また、商工会議所の調査結果において、4割を超える事業者が「外税取引や外税表示のため、税額を引き上げることが可能であった」と回答するなど、外税表示や税抜価格の強調表示が有効な転嫁対策であったとの声が寄せられている。ついでには、消費税率引き上げ後も、消費者の消費税への認識を高め円滑な価格転嫁を実現するために、転嫁対策特別措置法の期限切れとなる平成30年10月以降においても外税表示を認め、事業者が表示方法を選択できるようにすべきである。

③中小企業の官公需受注機会の確保と確実な実行・推進

(主な要望先：経済産業省、総務省ほか各府省庁)

政府は「中小企業者に関する国等の契約の方針」(*)の策定など、中小企業の官公需受注機会の確保に努めているところであるが、引き続き、十分な事業枠の確保とその確実な実行を図られたい。また、地方自治体においても、地域の中小企業からの優先的な調達や適正な価格での発注がなされるよう、奨励されたい。

*:平成25年度の目標56.6%、実績53.7%、平成26年度の目標56.7%（過去最高）

④民法（債権関係）改正法案の早期成立と中小企業への周知の徹底

(主な要望先：法務省、経済産業省)

民法（債権関係）改正法案は、約款に関する規定の新設や保証人保護の方策の拡充など、企業の契約を巡るルールを現在の商取引の実情を踏まえて見直すものであり、中小企業にとっても有益な改正であることから、早期の成立を図られたい。成立後には、専任の法務担当者がいない中小企業において内容を理解し、契約の見直しを行えるよう、十分な普及啓発を図られたい。

⑤「中小企業の会計に関する基本要領（中小会計要領）」の普及・推進

(主な要望先：経済産業省、金融庁)

中小企業が「中小企業の会計に関する基本要領（中小会計要領）」を通じて、自社の経営状況の把握および経営力や資金調達力の向上を図ることができるよう、官民一体となった普及・活用の促進策として、以下を講じられたい。

- 中小会計要領を活用することの意義・メリット等についての徹底した広報活動
- 民間金融機関に対する、中小会計要領を利用する中小企業へのインセンティブ措置拡充に向けた働きかけ
- 各省庁の、法律による計画認定・補助金等の募集における、中小会計要領に従った計算書類提出のさらなる奨励

⑥経営力向上につながる専門家相談・派遣の拡充

(主な要望先：経済産業省)

「中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業」による中小企業への専門家派遣事業について、様々な経営課題に対応するため、専門家派遣回数（1企業年間3回）・謝金上限（1時間5,150円、1日30,900円）を拡充されたい。

(2) 電力コスト、社会保険料負担の軽減等

(i) 電力コストの軽減

(主要要望先：経済産業省、環境省)

①「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」の早期抜本的見直し

環境負荷の低減やエネルギー自給率向上を図るためには、再生可能エネルギーの活用が重要であり、高コスト、出力の不安定性などの課題克服に向け、官民が資源を集中させ、研究開発を戦略的に進める必要がある。

固定価格買取制度の導入4年目となる平成27年度において、電気料金に上乗せされる賦課金の総額は、約1兆3,222億円と、前年度(約6,500億円)からほぼ倍増している。現行制度が、毎年、当該年度の賦課金が積み重なっていく仕組みであることに鑑みれば、将来の負担規模すら予測することが難しい。

国民負担増大に歯止めをかけるため、賦課金額・導入量(特に非住宅太陽光)に上限を設定するとともに、認定を受けたにもかかわらず意図的に設備の設置を遅らせている事業者等を対象に、買取契約期間中であっても調達価格の引き下げや出力制御条件の変更を可能とし、コスト低減や研究開発へのインセンティブ付与など、負担軽減に向けた総合的・抜本的な見直しを早急に行うべきである。

②安全が確認された原子力発電の順次速やかな運転再開

原子力発電停止に伴う燃料輸入額増加分(火力発電焚き増し費用)は年間3.4兆円(平成26年度推計)に達しており、電力コスト上昇の大きな要因となっている。また、海外からの化石燃料依存度の上昇は、エネルギー自給率の低下、調達リスクの悪化、CO2排出量の増加を招いており、地球温暖化対策の観点からも大きな問題を抱えていると言わざるを得ない。

電力コスト上昇に一刻も早く歯止めをかけるため、安全が確認された原子力発電の早期運転再開を実現し、増加した燃料費を削減すべきである。その際、「40年運転制限」における運転期間延長認可制度の最大活用、原子力規制委員会における審査の迅速化、建設中の原子力発電所の運転開始等を進めていく必要がある。

また政府は、立地地域が求める防災対策等に万全を期すとともに、幅広い意見を集約して積み重ねてきた検討内容や諸課題解決のための取り組み内容を踏まえ、明確なデータに基づき、運転再開の必要性を、国民に分かりやすく説明することが重要である。

③中小企業の省エネ支援策の拡充

中小企業の省エネの取り組み推進は、エネルギー需要減少に寄与するのみならず、中小企業のコスト削減・経営改善にもつながる。しかし、多くの中小企業は省エネの企画・実行に人員を割くことが難しく、自社の電力使用量や節電可能な作業工程の把握が難しい場合が多い。また、電力コストの負担が限界に近づきつつある中小企業は、新たな省エネ関連設備等への投資余力も乏しい状況にある。

中小企業の省エネの取り組みを推進するため、「省エネルギー対策導入促進事業」における「無料省エネ診断」「無料節電診断」について、個々の事業者の実態に即したきめ細かな診断を行えるよう、専門スタッフによる現地診断の日数・時間(*)を拡充されたい。また、「地域工場・中小企業等の省エネルギー設備導入補助金」をはじめとする各種省エネ関連設備の導入支援策を継続・拡充されたい。

*:「省エネルギー対策導入促進事業」における現地診断は、「無料省エネ診断」では原則1日、「無料節電診断」では概ね4時間程度とされている。

(ii) 社会保険料および税負担の軽減等

(主要要望先：経済産業省、厚生労働省、財務省)

① 社会保障給付の重点化・効率化の徹底・加速、被用者保険から高齢者医療への過大な拠出金負担の軽減

急速な少子高齢化の進展に伴う企業の社会保険料負担の増加は、企業経営の大きな圧迫要因となっている。

政府は、年金支給開始年齢の引き上げ、高所得者の基礎年金（国庫負担分）の減額、受診時定額負担の導入、後発医薬品の使用促進など、社会保障給付の重点化・効率化をさらに徹底・加速化させるとともに、高齢者の応能負担割合をなだらかに高めるなど、現役世代に過度に依存した負担構造を改め、財源については、若年世代の結婚・出産・子育て等の環境整備など少子化対策に重点的に配分すべきである。

さらに、保険料収入の約5割を占める被用者保険から高齢者医療への拠出金負担は過大であり、際限のない健康保険料の上昇を招いている。中小企業を主な加入者とする協会けんぽへの国庫補助を法定上限の20%まで引き上げるとともに、前期高齢者医療への新たな公費投入や拠出金負担に一定の上限を設ける等、被用者保険全体の負担軽減措置を早急に講じるべきである。

② 国際競争力強化のための法人税率の引き下げ

平成27年度税制改正において法人税改革の道筋が示されたが、企業の競争力強化や対日投資の拡大のため、諸外国との競争条件のイコールフットィングの実現は不可欠であり、法人実効税率を海外主要国並みの20%台まで引き下げるべきである。

同時に、法人所得800万円以下の中小法人は50万社に達し、海外製品・サービスとの競争に晒されていることから、中小法人等の軽減税率についても、海外との競争に打ち勝てる水準の10%まで引き下げ、適用所得金額を拡大すべきである。

③ 外形標準課税の中小企業への適用拡大等は断固反対

外形標準課税（法人事業税の付加価値割）は、「賃金への課税」が中心であり、雇用するほど税負担が増すことから、雇用の維持、創出に悪影響をもたらす。政府の賃金引き上げの政策にも逆行し、経済の好循環の実現を阻害するものであり、外形標準課税の適用拡大には反対する。

とりわけ、地域の雇用を支え、労働分配率が8割にも達する中小企業への適用拡大は、赤字法人176万社が増税となり、その影響が甚大であることから断固反対する。

また、欠損金繰越控除の利用制限（94万社の利用企業が増税）や、減価償却方法の定額法への統一、中小企業投資促進税制の縮減等は、中小企業の経営の安定性や成長を阻害することから反対する。

④複数税率・インボイスは導入すべきでない

複数税率は、高所得者にも多くの恩恵が及び低所得者対策として非効率である一方、社会保障財源が失われ国民や将来世代に別の負担が生じるうえ、対象品目の線引きが不明確で、国民・事業者に大きな混乱を招き、区分経理事務による取引の各段階において、新たに、複数の税率を管理する負担が増加することから、導入すべきではない。

また、インボイスの導入は、すべての事業者に消費税の納税・経理方法の変更を強いるとともに、免税事業者が取引から排除される等、中小企業にとって過度な事務負担を強いることから、断固反対する。

(iii) 中小企業のマイナンバー制度等への円滑かつ適切な対応に向けた支援

(主な要望先：経済産業省、厚生労働省、財務省)

マイナンバー制度の導入にあたって、事業者は、従業員やその家族の個人情報適切に管理することが求められていることから、地方自治体や税務署、社会保険事務所など各行政機関等を通じてきめ細かく対応するための相談体制の構築、セキュリティ対策も含めたセミナー・相談会の開催等、十分な対応策を講じられたい。また、セキュリティ対策等のシステム改修等で一定以上の費用負担が生じる場合の支援措置（費用補助）を導入されたい。

改正個人情報保護法案において、個人情報数5千以下の事業所の適用除外の廃止が予定されているが、対象となる中小企業にとって、関連規程の作成・公表、従業員教育などの義務は大きな負担となる。ついては、簡易で分かりやすいマニュアルの作成やセキュリティ対策も含めた普及セミナー・相談会等の開催等、十分な周知・準備を行われたい。

(iv) 中小企業におけるサイバーセキュリティ対策への支援の強化

(主な要望先：経済産業省)

個々の中小企業では対処が困難な、高度な標的型サイバー攻撃に対し、被害状況の把握や被害発生防止の支援を行う、(独)情報処理推進機構（IPA）の「サイバーレスキュー隊」(*)など、中小企業におけるサイバーセキュリティ対策への支援を、一層強化されたい。

*:平成26年7月に設置。攻撃の期間・内容、感染範囲、想定被害等、攻撃および被害の把握と深刻度の助言や、民間セキュリティ事業者への移行を前提とした対策着手のための助言などを行う。対象は、民間企業（標的型サイバー攻撃特別相談窓口で受け付け、状況等から対応が必要と判断された場合）、業界団体、独立行政法人など。

Ⅱ. 地方創生の中核を担う中小企業の活動基盤の強化を

1. 創業や事業承継の加速、地域資源を活用した地域の産業創出

(1) 創業、事業承継の加速

企業数は年間10万社以上減少(*1)、また経営者の平均年齢が60歳に迫り、5人に1人は70歳以上と高齢化が進んでいる中(*2)、創業や事業承継の促進により、地域に仕事と雇用を創出していくことが重要である。

*1: 2009年: 約421万社⇒2012年: 約386万社、3年間で約35万社減少(経済センサス)。

*2: (株)帝国データバンク「2015年全国社長分析」によれば、2014年の社長の平均年齢は59.0歳(1990年の調査開始以降過去最高)。また、70歳代および80歳以上は約18%。

(i) 創業支援

(主な要望先: 経済産業省、法務省、財務省、厚生労働省、文部科学省)

①創業支援策の安定的・継続的な実施

- 産業競争力強化法に基づき認定された「創業支援事業計画」における「特定創業支援事業」を受けた創業者に対する、登録免許税の軽減措置の拡充
 - ・個人事業主として創業した後に法人成りした場合の登記も対象とすること
 - ・株式会社以外の法人(合同会社等)を設立登記する場合も対象とすること
- 創業支援事業計画により事業を行う創業支援事業者向けの補助金(補助率2/3、補助上限額1,000万円)の継続
- 地域創業促進支援事業(創業スクール事業)の継続および受講料(ベーシックコース・女性起業家コース10,800円、第二創業コース5,400円)の引き下げ
- 創業促進補助金の拡充、補助対象となる創業時期の期間の拡大

②創業者向け融資制度の拡充

- 「新創業融資制度」の「女性小口創業特例」(*)の抜本的見直し(性別要件撤廃、対象要件の簡素化等)
 - *: 貸付限度額300万円以内の場合に限り、「現に雇用されている企業に6年以上勤務」等の経験・雇用要件を撤廃する特例
- 「小規模事業者経営改善資金融資制度(マル経融資)」における創業間もない事業者(創業1年以上7年以下)に対する金利減免措置の創設

③創業手続のワンストップ化の推進

創業時の行政手続の手間を減らし、商品・サービス開発や販路開拓などの本業に専念できるよう、開業手続のワンストップセンターを全国に設置されたい。

④創業希望者を増やすための取り組みへの支援

過去10年で60万人近く減少(*)している創業希望者の増加に向け、以下を講じられたい。

- 小中学生等を対象とした、産業界との連携による起業体験や起業教育プログラムを支援する「小中学校における起業家教育モデルプログラム」の継続
- 創業人材など地域が求める人材を養成するための教育プログラムを実施する大学を支援する「地(知)の拠点大学による地方創生推進事業」の継続

*:2014年中小企業白書によれば、起業（創業）希望者は、2002年は140.6万人、2012年は83.0万人（総務省「就業構造基本調査」より（5年に1度の調査））

⑤創業支援施策の成果の検証に向けた開業届・廃業届などのデータの活用

各地域において、「創業支援事業計画」の策定・実行が進められているが、その成果を把握し、事業のPDCAサイクルを適切に回すためには、創業者数などのデータの把握が不可欠である。例えば、開業届・廃業届による開業数・廃業数を開示するなど、創業に関するデータを把握・活用できる体制を整備されたい。

*:創業数・廃業数および開業率・廃業率は、「雇用保険事業年報」（有雇用事業所の数）、「経済センサス」（個人企業+会社企業の数）、「民事・訟務・人権統計年報」（会社設立登記件数）から算出されている。「雇用保険事業年報」では雇用のない創業は対象とされないこと、「経済センサス」は3年に1度の調査であること、「民事・訟務・人権統計年報」では会社法人以外の創業は対象とされないことなどの課題がある。

⑥創業時の負担軽減（税、社会保険料）

創業間もない中小法人の経営基盤を強化し、中小法人の拡大・発展を後押しするため、創業後5年間の法人税や社会保険料の減免措置を図られたい。

（ii）事業承継支援

（主な要望先：経済産業省、金融庁）

①「事業引継ぎ支援センター」によるM&Aの促進、後継者不在の事業者と創業希望者とのマッチング

後継者が不在の事業者については、創業希望者とのマッチングやM&Aを進めることが重要である。ついては、以下を講じられたい。

- 「事業引継ぎ支援センター」、「後継者人材バンク」の全都道府県への設置の推進
- 事業引継ぎ支援センターへのM&Aの実務経験のある人材の配置
- M&Aによる事業引継ぎの足枷となっている、高額な着手金等(*)に対する補助制度の創設
- 国の創業支援事業を受けた創業希望者（「創業スクール」の受講者等）に対する、後継者人材バンクへの登録を促す取り組み

*:一般的に、着手金50万円～200万円に加え、成約料1,000万円～2,000万円程度（総資産または純資産の数%）が必要。

②事業承継を契機とした事業の見直し・経営革新の取り組み促進

中小企業経営者の子どもが親の事業を承継しない理由として、「親の事業に将来性・魅力がない」が多くあげられる(*1)など、後継候補者が存在しても事業承継が行われないケースがある。一方、事業を承継した後継者の6割が、事業承継の際に、事業の見直しや新たな取り組みを行い、その多くが事業を好転させている(*2)。

高い技術や優れたノウハウを有する企業が存続・発展していくためには、事業承継を契機とした事業の見直し、経営革新が重要である。

ついては、以下を講じられたい。

- 「創業・第二創業促進補助金」の拡充（第二創業促進補助金については、事

- 業承継時に「経営革新計画」の策定に取り組んだ場合の補助を創設すること)
- 金融機関が、取引先の事業者に、事業承継に向けた対応の必要性を積極的に周知するとともに、事業の見直し・経営革新を希望する事業者を支援機関に紹介するといった対応を徹底するよう、金融庁の監督指針に盛り込むこと
 - 事業承継を契機に「経営革新計画」の策定に取り組む事業者に対する、金融機関による先代経営者の保証解除、後継者の保証なしの融資の促進

*1: (株)ニッセイ基礎研究所「働く人の就業実態・就業意識に関する調査」より

*2: 2014年中小企業白書より。

③金融機関の事業再生への主体的な取り組みの促進、円滑な廃業に向けた支援[再掲]

④自治体の損失補償付制度融資等における求償権放棄等に係る対応[再掲]

(2) 地域資源を活用した産業の創出

(主要要望先：経済産業省、国土交通省、文部科学省、農林水産省、総務省、外務省、法務省)

(i) 農林水産資源をはじめとする地域資源の活用促進

①農商工連携・6次産業化などによる農林水産資源の活用促進

多くの地域では、農林水産業が地域の基幹産業となっている。地域の産業創出・育成、地域経済の活性化や、T P P 締結を見据えた農林水産物の輸出促進に向け、中小企業と農林水産業者が連携・協力して行う、農商工連携・6次産業化の推進等による、農林水産業の付加価値創造、収益力の向上が必要である。

については、以下を講じられたい。

- 「農商工等連携事業計画」の認定取得の促進に向けた施策の推進（「低未利用資源活用等農商工等連携支援事業」(*1)の拡充等）
- 農林水産資源等を活用した製品等の海外販路開拓の取り組みに対する支援（「地域資源海外販路開拓支援事業」等）の拡充
- 国産木材の高付加価値化、利用拡大のための施策の推進（中高層建築物の木造化に向けたC L T(*2)等の新製品・技術の開発・普及への支援、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の競技場・選手村の木造・木質化等）

*1: 「農商工等連携事業計画」の認定を受けた者を対象に、新商品・新役務の開発、需要の開拓等を行う事業に係る経費の一部を補助。

*2: Cross Laminated Timber の略。直交集成板。板の繊維方向が直角に交わるように積み重ねて接着した大判のパネル。非常に強固で、コンクリートよりも軽量。

②農林水産物など地域資源を活用した商品・サービスの販路開拓支援の拡充[再掲]

③地域団体商標制度に係る料金減免制度等の支援の拡充

地域団体商標の活用による地域ブランドの育成、商品開発の促進、経営基盤強化を図るため、商工会議所等の団体が登録主体となる地域団体商標について登録料金の減免措置を講じられたい。また、地理的表示制度の普及促進・登録拡大を図るため、専門家等アドバイザーの派遣制度を創設されたい。

(ii) 観光産業の育成

観光振興は、地域の中小企業の活性化や地方創生実現のための、最も効果的な方策の一つである。「国内観光」と「インバウンド」の両輪により、全国各地への旅行者の増大を図り、地域の消費・雇用を拡大するため、以下を講じられたい。

①地方公共団体と地域の事業者が一体となって取り組む観光商品開発への支援の拡充

- 地域の関係者が連携して行う、様々な地域資源を組み合わせた魅力的なストーリーづくりを支援する「地域資源活用ネットワーク形成支援事業」の拡充
- 着地型旅行商品の開発、観光ガイドの育成、二次交通の充実等の取り組みを一体的に支援する「地域資源を活用した観光地魅力創造事業」の拡充
- 地域の観光資源となる郷土芸能・文化等を保存・継承する人材を育成するための補助・助成制度の創設
- PPP（公民連携）による公共サービスの提供スキームの推進による公用・公共施設や公用地等の観光振興への活用の促進

②地方都市におけるインバウンド促進に向けた受入環境の整備等

- 首都圏空港の容量拡大、関西・中部の国際拠点空港のフル活用、地方空港の利用促進などによる全国の航空ネットワークのさらなる連携・充実、地方空港へのチャーター便やLCC誘致など路線拡大に向けた支援
- CIQ（税関・出入国管理・検疫）要員の増強やファーストレーンの設置拡大など、空港・港湾における出入国手続の迅速化・円滑化
- 重点プロモーション国（中国、ASEAN等）向けのビザ発給要件の緩和、長期滞在の促進に向けた外国人富裕者層を対象としたロングステイ向けビザの早期導入、寄港地上陸許可制度（ショアパス）等の活用
- 地域観光の核となる「交流拠点都市」（仮称）と周辺地域を結ぶ二次交通や、交流拠点都市内の鉄道・バス等の交通システムの育成・強化への重点的な支援
- 外国人観光客の受入体制の構築・強化に向けた、無料公衆無線LAN環境の整備や多言語案内表示の普及・整備等への支援強化
- 全国における免税店の拡大促進に向けた支援制度の創設（商店街における免税手続窓口の設置・運営の補助等）
- 国、宗教、生活習慣等に対応した国別の接客マニュアルの作成・周知
- 海外メディアにおける日本ブランドの発信のための放送枠等の確保、地域発の観光情報やコンテンツ供給の推進に向けた（一社）放送コンテンツ海外展開促進機構や日本政府観光局（JNTO）等との連携強化、「ジャパン・コンテンツローカライズ&プロモーション支援助成金」（J-LOP）の拡充

③観光関連産業の育成・強化に向けた規制緩和等

- 国家戦略特区等で認められている道路を活用したイベントやオープンカフェの設置等、道路占用許可の特例措置の全国での適用
- 古民家、歴史的建造物などの宿泊施設、レストラン、事務所等としての活用促進を図るための許可手続の簡素化や施設基準の緩和(*1)
- 改正耐震改修促進法に対応するため、ホテル・旅館等が行う耐震診断・補強設計・耐震改修への補助（「耐震対策緊急促進事業」）の拡充

○ホテル・旅館、観光案内所・道の駅などによる着地型旅行商品の開発・販売を促進するため、地域限定旅行業における旅行業務取扱管理者については研修受講による資格付与を認めるなどの、事業参入要件の見直し

○貸切バスの営業区域(*2)拡大の特例措置の恒久化

*1:旅館業法施行令第1条により、ホテルおよび旅館の客室数・客室床面積・玄関帳場の設置等の基準が定められている。国家戦略特区に基づく指定区域では、同法施行規則第5条第1項により、玄関帳場の設置が適用除外とされている。

*2:道路運送法上、原則として都府県単位とされているが、平成27年9月までの特例措置として、地方ブロック単位もしくは営業所所在の隣接県まで認められている。

(iii) 地熱やバイオマスなど地域固有のエネルギーを活用した実証発電プロジェクトと関連ビジネスの拡充

(主な要望先：経済産業省、環境省)

地熱やバイオマスなど地域固有のエネルギーを活用した政府・自治体等による実証発電プロジェクトについて、将来の事業化段階で安価で安定的な電力・エネルギー供給が実現されることを目指し、実証実験を行う地域の拡充、地元中小企業による発電技術開発や実用化・事業化を促進するための支援策の拡充を図られたい。

(iv) 高齢者の地方移住の促進に向けた、地域の介護など生活支援サービスに関する情報の一元的な提供

(主な要望先：まち・ひと・しごと創生本部、総務省)

地方への移住を希望する大都市圏等の高齢者に、各地域の介護サービス支援などの情報を一元的に提供するためのポータルサイトを創設されたい。

(v) 多様な主体と連携した地方版総合戦略の策定・実行に向けた後押し

①地方版総合戦略の策定に向けた「RESAS」の拡充

(主な要望先：まち・ひと・しごと創生本部、総務省、経済産業省)

「まち・ひと・しごと創生総合戦略（地方版総合戦略）」の策定などにおいて、産業界として中心的な役割を果たす商工会議所が、「RESAS（地域経済分析システム）」をフルに閲覧可能となるよう措置されたい。

②少子化対策、交流人口拡大に向けた地域の取り組みへの支援

(主な要望先：内閣府、総務省)

少子化と人口流出の進行を食い止めるには、地方自治体のみならず、商工会議所をはじめとする地域の様々な主体が協働し、総力を挙げて取り組む必要がある。については、以下を講じられたい。

○少子化対策や交流人口拡大を目的に、地方自治体が地域の支援機関等と協働して行う婚活イベント（街コン等）の、「地域少子化対策強化交付金」の支援対象への追加

○「地域おこし協力隊」の活動をサポートする中間支援団体の活用促進に向けたPRと中間支援団体への財政支援の拡充(*)

*:地域外から移住し活動する「地域おこし協力隊」の活動を、地域の中間支援団体（商

工会議所、NPO等)がサポートする場合、隊員の活動費(200万円)から、中間支援団体への委託費の支出が認められている。

(3) 中小企業のイノベーションを後押しする新たな産業集積の促進

① 地域の中堅・中小企業グループが連携して取り組む、成長分野への参入事業の支援

(主な要望先：経済産業省)

地域の中核となる中堅・中小企業をハブとした地域内の企業グループが連携して取り組む、航空・医療などの成長分野への参入事業を支援するため、地域の中堅・中小企業グループと公設試験研究機関、大学、高等専門学校、研究機関、金融機関や支援機関等が連携して取り組む、新製品・サービス開発、販路開拓を推進するための、コーディネート人材(プロジェクトマネージャー)の確保・育成を推進されたい。

② 国内の産業集積地と海外の産業集積地との交流・販路開拓への支援の拡充

(主な要望先：経済産業省)

中小企業が個々の取り組みのみで海外の販路を獲得することはハードルが高いため、地域の中堅企業が連携し、産業集積やブランド力を活用して、グループで取り組むことが効果的である。については、「中小企業・小規模事業者海外展開戦略支援事業(地域間交流支援事業：RIT事業)」の支援対象を拡充するとともに、取り組みによる成功事例を積極的にPRされたい。

(4) 小規模企業の経営力向上と、商工会議所を中核とした支援体制整備の推進

(主な要望先：経済産業省)

① 小規模企業の経営計画策定・実行支援の充実

地域の人口減少、地域経済の衰退に直面する小規模企業が持続的に発展していくためには、計画に基づく経営を推進することが重要である。また、経営資源に乏しい小規模企業の経営計画の策定・実行を後押しするため、商工会議所等による伴走型支援が有効である。については、以下を講じられたい。

○経営計画策定セミナー・個別相談会の継続

○高付加価値化・生産性向上に取り組む経営計画への重点的支援

・事業者のネットワーク化(複数事業者による共同事業の実施等)、IT活用、インバウンドなど海外需要の獲得等に取り組む経営計画の実現に向けた補助・低利融資等

・「中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン」に沿った経営計画の策定・実行支援

② 「経営発達支援計画」を実行する商工会議所への予算の拡充

「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の一部を改正する法律(小規模支援法)」において、商工会議所等が「中核」となって、他の機関と連携し、地域総ぐるみで小規模企業の支援を行うことが明記されたことから、以下を講じられたい。

- 「経営発達支援計画」の策定に取り組む商工会議所等に対する国の具体的な考え方・審査基準の予めの明示と十分な説明の機会の確保、審査プロセスの透明性確保
- 「経営発達支援計画」の実行を促すため、商工会議所が同計画に基づき実施する小規模企業の経営計画策定、販路開拓支援事業に対する支援の拡充
- 商工会議所が取り組む経営改善普及事業予算の安定的な確保・増額に向けた都道府県への強力な働きかけおよび地方交付税等国の支援の拡充

③「小規模事業者経営改善資金融資制度（マル経融資）」のさらなる拡充

小規模事業者の経営改善を資金面から支える「マル経融資」は、小規模事業者の多様な事業展開を支えるうえで重要性を増していることから、以下を講じられたい。

- 現在講じられている拡充措置(*)の恒久化や金利引き下げ等、制度拡充の推進
 - *:「マル経融資」の拡充措置（平成28年3月31日まで）
 - ・融資金額（1,000万円→2,000万円）
 - ・融資期間（運転資金：5年→7年、設備資金：7年→10年）
 - ・据置期間（運転資金：6カ月→1年、設備資金：6カ月→2年）
- サービス業のうち、特に労働集約的な業種である介護、情報サービス業などについて、平成26年1月に拡充された娯楽、宿泊業と同様、従業員基準（5人以下）を緩和し、従業員5人超20人以下の事業者に拡大すること
- 「小規模事業者経営改善資金融資制度（マル経融資）」における創業間もない事業者（創業1年以上7年以下）に対する金利減免措置の創設[再掲]

④経営指導員の支援力向上に向けた連携体制の構築

商工会議所の経営指導員が、地域の小規模企業の経営課題の解決にこれまで以上に貢献していくためには、地域の枠を超えた経営指導員同士の協力体制や、商工会議所と地域金融機関・大学等との連携が有効である。国はこうした連携体制を構築・奨励し、経営指導員の支援力向上を推進されたい。

⑤補助金などの支援策へのアクセスにおける公平性の確保

国が講じる事業者向けの補助金は、全国の意欲ある事業者が、地域にかかわらず、公平にチャレンジできることが大前提である。国は、支援策のアクセスにおける公平性の確保について、改めて認識し、実行されたい。

⑥事業者向け補助事業における十分な公募期間の確保

事業者向けの補助事業は、事業者が経営課題を洗い出し、事業を見直し、経営計画を策定する有効なツールであるが、公募期間が短いため、申請機会を逃す事業者が多い。ついては、より多くの事業者が申請を行えるよう、事業者向けの補助事業における公募期間を十分確保されたい。

⑦「施策マップ」の活用促進

国・都道府県・市区町村が実施する施策の連携・協力促進のため、国の中小企業向けポータルサイト「ミラサポ」に構築された「施策マップ」について、情報を拡充するなど一層の充実を図られたい。

2. 地域中小企業の活動基盤であるまちづくり・社会資本整備の推進

(1) 人口減少下での効果的・機能的なまちづくりの推進

(主要要望先：内閣府、経済産業省、国土交通省、法務省)

多くのまちにおいて、医療・福祉・商業などの都市機能が拡散し、居住密度が低下している。今後、急速な人口減少・高齢化が見込まれる中、持続可能なまちを実現するには、中心市街地などの一定の場所に都市機能が集まり、その近隣に人々が暮らす、コンパクトシティの形成が不可欠である。こうした取り組みを加速するため、以下を講じられたい。

①中心市街地における空き地・空き店舗の利活用促進

中心市街地における空き地・空き店舗は、都市規模に関わらず、多くの地域で問題となっており、計画的な都市機能の整備や、まちのにぎわい創出の大きな妨げとなっている。

中心市街地活性化やコンパクトシティ実現に向けた取り組みを加速するため、以下の措置を早急に講じられたい。

- 地籍整備の促進に向けた地方自治体への支援の拡充（地籍調査関係予算・専門人材派遣の拡充等）
- 不動産の相続登記や権利登記の促進に向けたインセンティブ措置の創設（一定期間内における手数料の無料化等）
- 土地収用法の収用対象事業の拡大（中心市街地活性化法、都市再生特別措置法に基づく事業の対象への追加）
- 不動産オーナーを巻き込んだエリア再生や定期借地権の活用など、空き地・空き店舗の利活用促進のためのノウハウの周知、専門人材派遣制度の拡充
- 空き店舗等の解体・改修費用に対する支援の拡充
- 免税手続一括カウンターの設置や高齢者向けの移動販売など、外国人観光客や買物弱者などに対応しようとする中小商店や商店街等の取り組みへの支援の強化（「地域商業自立促進事業」の拡充等）

②まちづくりの中核となる人材の確保・育成と推進機関の機能強化

地域一丸となって、官民協働のまちづくりの取り組みを進めるためには、推進役となる人材、まちづくりの理念を地域に普及させる「中心市街地活性化協議会」、事業主体や権利調整主体となる「まちづくり会社」等が、各々の機能を最大限に発揮し、三位一体となって取り組むことが不可欠である。

については、以下を講じられたい。

- 「タウンマネージャー」等の人材育成や、地域のニーズに応じた多様な分野の専門家派遣の仕組みの拡充（「中心市街地再興戦略事業費補助金」、「まちプロデュース活動支援事業」の拡充等）
- 「中心市街地活性化協議会」が継続的に事業を実施するための人的支援の拡充（中心市街地再興戦略事業費補助金の拡充等）および財政的支援の創設
- 「まちづくり会社」の活動基盤強化に向けた財政的支援（中心市街地再興戦略事業費補助金、地域商業自立促進事業等）や税制上の優遇措置の拡充

③まちづくりと一体となった地域公共交通網の形成促進

中心市街地活性化によるコンパクトシティの実現や交流人口の拡大など、まちづくり戦略と一体となった地域公共交通網の形成を促進するため、財政的支援を拡充されたい。

(2) 老朽化・防災対策の推進、観光振興などに資する社会資本の整備

(主な要望先：国土交通省)

①老朽化・防災対策の推進と、インバウンド促進や国際競争力強化に向けた交通インフラの整備

人口減少・高齢化や財政的な制約が厳しさを増す中で、インバウンド促進や国際競争力強化を図り、持続可能な地域社会をつくるためには、既存の社会資本の有効活用や、都市機能・住居等が集積した拠点を高規格道路・公共交通網により結びつけた「多極ネットワーク型コンパクトシティ（コンパクト・プラス・ネットワーク）」の形成が不可欠である。その実現に向け、官民の力を結集した社会資本整備の一層の促進が必要である。

については、以下を講じられたい。

- 老朽化の進む道路・橋梁、港湾施設等の産業インフラについて、緊急性の高い箇所を優先した戦略的なメンテナンスによる安全性確保と防災対策の推進
- 多極ネットワーク型コンパクトシティ形成に向けた真に必要な社会資本整備（高規格幹線道路のミッシングリンク解消、高速道路料金の恒久有料化による更新費用の確保、整備新幹線の工期短縮化・早期完成、まちづくりと一体となった公的不動産活用、地域公共交通の維持・再生など）のさらなる促進

②「低価格・シンプル・安定的」かつ「人と物の流れを最適化」する高速道路の料金制度の構築

重要な産業インフラである高速道路の料金制度については、維持管理・更新コスト等の確保や受益者負担の観点から、有料制を維持しつつ、料金を高額にしている「償還主義」の廃止や高速道路会社のコスト削減努力等を通じ、「低価格・シンプル・安定的」かつ「人と物の流れを最適化」する持続可能な制度を構築されたい。

③まちづくりと一体となった地域公共交通網の形成促進[再掲]

Ⅲ. 東日本大震災からの本格復興と福島再生に向けた不断の支援を

(主要要望先：復興庁、経済産業省、国土交通省、農林水産省、文部科学省、財務省、環境省、金融庁)

1. 平成 28 年度以降における十分な支援の継続

今般、平成 28 年度以降 5 年間の復興事業の財源と枠組みが示された。被災自治体に負担を求めることによって復興に遅れが生じることのないよう、引き続き、復興交付金や復興特区制度等による十分な支援を講じられたい。

2. 復興加速の基盤となる生活・産業インフラ整備の着実な実施

被災地の産業復興のためには、その基盤となる道路、港湾等の産業インフラの着実な整備が不可欠であることから、以下の措置を講じられたい。

- 復興道路・復興支援道路の全線開通時期の明確化と完成時期の前倒しに向けた支援の拡充
- J R 路線（山田線、大船渡線、気仙沼線、常磐線）の早期全線復旧に向けた、土地のかさ上げなど原状復旧以外の費用に対する財政的支援
- 被災港湾等におけるふ頭、荷捌き施設等の早期復旧や防潮堤の整備促進など、物流・防災機能の強化に向けた支援の拡充
- 商業機能の再生や産業集積の形成、雇用創出等に資する「津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金」の継続・拡充および交付要件の緩和

3. 復旧・復興のステージに応じた中小企業の早期経営再建への支援

未だ仮設店舗での営業を余儀なくされている事業者や、事業再開を果たしても販路が回復していない事業者の早期経営再建のため、以下の措置を講じられたい。

①被災事業者の経営基盤強化に向けた支援

- グループ補助金の継続および新分野事業（新商品開発や従業員確保のための宿舍整備等）への支援など、復旧・復興の段階に即した支援の着実な実施
- 建設業や水産加工業、運送業等の労働力確保に向けた支援
 - ・標準建設費の不断の見直し
 - ・労働者の宿舍整備や人材育成等への支援
 - ・女性や高齢者を積極的に雇用する事業者への税財政面での優遇措置の創設
- 復興の進展に伴い事業所の移転等を余儀なくされる事業者に対する移転補償費の算定の柔軟化等の措置
- 事業用地確保に向けた、地権者と企業等とのマッチングの仕組みの活用促進
- 東日本大震災復興支援貸付や小規模事業者経営改善資金震災対応特枠（「災害マル経」）等の被災中小企業に対する資金繰り支援、産業復興機構や東日本大震災事業者再生支援機構による再生支援の継続

②被災事業者の販路拡大支援

- マーケット情勢や地域の消費者ニーズ・商慣習等に精通した流通業界OB等の商談会等への継続的な派遣事業の創設

- 事業者の規模や商品・サービスの特性に応じた国内外の多様な商談会の開催支援
- 商談会に参加する被災事業者（サプライヤー）および支援者（バイヤー）双方に対する交通費や宿泊費等の支援の拡充
- 遠隔地への物流手段の確保に向けた、高速道路利用料金の割引等の措置
- 被災地域の農林水産品・加工品に対する輸入規制の早期撤廃に向けた、国内外への安全性に関する正確な情報発信の強化
- 事業者の販路回復・拡大や新商品開発等に資する「復興水産加工業販路回復促進事業」「被災地域企業新事業ハンズオン支援事業」の拡充

③被災中小企業と産業の復興を担う商工会議所への支援

- 商工会議所の建物や設備を復旧・改修等する場合における民間事業者へのグループ補助金と同等の支援
- 被災地特例として商工会議所会館建設に係る負担金の即時償却、商工会議所に対する寄附金の全額損金算入

4. 福島再生に向けた取り組みの確実な実施と支援の強化

福島県は、今なお除染・汚染水処理の問題や深刻な風評被害などに直面しており、他の被災地域とは異なる状況にある。福島の再生なくしては、被災地の復興はないことを改めて認識したうえで、以下の措置を講じられたい。

①除染や風評被害等に関する具体策の確実な実行

- 国内外に根強く残る風評被害の払拭に向けた、放射線リスクに関する科学的知見の周知、世界水準を大幅に上回る食品の放射性物質濃度の国内規制値等の見直し
- 国の責任のもとでの早急かつ着実な汚染水処理の実施
- 合理的な目標設定に基づく迅速な除染実施、除染後の地域再生に向けた対策強化
- 地域の合意を前提とした中間貯蔵施設の早期本格稼働、最終処分場の早期設置、国の主体的関与による早急かつ着実な廃炉の実現
- 中間貯蔵施設への汚染物質搬入に係る安全性の確保と周辺地域への十分な配慮

②避難者の帰還や地域全体の再生に資する取り組みへの支援

- 帰還者向けの住宅整備や住民の健康管理など、住民の生活環境向上や健康不安払拭に資する「福島再生加速化交付金」の継続・拡充
- 国際廃炉研究拠点の整備やエネルギー関連産業等の集積により産業振興や雇用創出に資する「イノベーション・コースト構想」の推進（各プロジェクトの着実な推進、人や物の効率的な移動を確保するための交通網・物流網等の整備）
- 商業機能の再生や産業集積の形成、雇用創出等に資する「津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金」の継続・拡充および交付要件の緩和[再掲]

③原子力損害賠償の確実な実施

- 被災事業者の個々の被害実態に応じた十分な賠償期間の確保およびきめ細かな対応を通じた原子力損害賠償の公正かつ着実な実施

IV. 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会のレガシー創出に向けた、地方と中小企業の魅力・技術等の世界への発信を

1. 東北六魂祭の東京開催など地方文化の海外発信による地方へのインバウンド観光客の誘導

2020年オリンピック・パラリンピック東京大会を見据え、東北をはじめ地方の交流人口を回復・拡大するため、以下の措置を講じられたい。

- 東北六魂祭の東京開催など、各地の祭やイベント・景勝地・郷土食・地酒等の観光資源の、国を挙げたプロモーションによる、東北をはじめ地方へのインバウンド観光客の誘導
- 防災・震災学習プログラム等の復興ツーリズム等による教育旅行の誘致に向けた取り組みへの支援、保護者等に対する啓発活動・キャンペーンの展開
- 地域の文化や食等を活かしたグリーンツーリズム、自然環境を活用したスポーツツーリズム等の取り組みへの支援
- 外国人観光客の受入体制の構築・強化に向けた、無料公衆無線LAN環境の整備や多言語案内表示の普及・整備等への支援強化[再掲]

2. 義肢装具の制作技術など中小企業の優れた技術の海外への発信

2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の開催は、わが国が誇る中小企業の優れた技術を世界に発信する絶好の機会である。アスリートが使用する義肢装具などの開発プロジェクトへの中小企業の参入機会の確保、中小企業の優れた技術・製品の情報発信等について、国は積極的に支援されたい。

V. 中小企業がわが国の経済発展に果たす役割の検証による中小企業基本法等の見直しを

わが国が少子・高齢化による本格的な人口減少社会を迎え、労働人口の減少、地域経済の衰退、国内需要の減少など構造的な課題への対応が急務とされる中で、平成25年に「小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律（小規模企業活性化法）」、平成26年に「小規模企業振興基本法」が制定され、小規模企業に焦点をあてた政策が展開されてきた。

今後、わが国が持続的に発展していくためには、中小企業基本法の基本理念に定める「我が国経済の活力の維持及び強化に果たすべき重要な使命を有する」中小企業が、改めてその役割を認識し、地域経済の中核としてダイナミズムを存分に発揮することが極めて重要である。

このため、中小企業がわが国の経済発展や地域経済の活性化に果たすべき役割を改めて検証し、生産性向上、競争力強化などの観点から、中小企業政策の一層の強化に向けた中小企業基本法等の見直しを検討されたい。

< 中小企業基本法等の見直しに向けた主な検討事項 >

- 地域における雇用の創出、地域経済活性化の中核を担う、中堅・中小ものづくり企業の強化と中小サービス業の生産性向上への対応を明記（中堅・中小企業を中核とした企業連携や産学官金連携の促進による地域の産業集積の競争力向上、まちづく

りと一体となって取り組む商業の振興、中小サービス事業者が共同で行う事業活動の推進等)

- 中小企業の定義見直し（資本金 5,000 万円から 1 億円の小売・サービス業を中小企業の範囲に加えること等）
- 中小企業の成長を促進するための税制の適用範囲の拡大（税法上の中小法人の基準について、中小企業基本法における中小企業の範囲を念頭に拡大すること等）
- 「中堅企業」（資本金 3 億円超 10 億円以下）の成長を後押しする新たな法的環境整備（中小企業に適用される支援施策のうち、特に成長を後押しするもの（研究開発、投資促進等）に限って、中堅企業にも措置すること等）
- 成長を阻害する「負担増」への対応を新たに明記（現行の「租税負担の適正化等」に加え、社会保険料をはじめとする「公的負担の適正化」について、新たに盛り込むこと等）
- リーマン・ショックなどの経済危機や東日本大震災などの大規模災害といった非常事態発生時における、企業の一時的な資金繰りの悪化に対する信用保証協会の保証付融資制度の大幅な増枠、危機対応融資の発動、被災した中小企業等のグループなどの施設の復旧・整備等に対する補助などの施策を、中小企業に限らず中堅企業まで含めた幅広い企業を支援対象として迅速に実施できる規定・仕組みの構築

以 上